平成２２年（フ）第１３０１６号
千葉県千葉市緑区誉田町１丁目779―１―303
破産者　林　　敦祐
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０２０号
東京都豊島区池袋２丁目14番２号　池袋二丁目ビルディング５Ｆ
破産者　エヌアールアートジュエリー株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１３０号
東京都江戸川区西葛西６丁目16番４号　エスペランス７Ｆ
破産者　株式会社アクセス
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１３１号
東京都江戸川区西葛西４－３―21―202、住民票上の住所千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目17―16
破産者　高橋　和人
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３９８号
東京都葛飾区立石１丁目７―29―101
破産者　熊岡　　忠
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３９９号
東京都葛飾区立石１丁目７―29―101
破産者　熊岡　弘美（旧姓井上）
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２８号
千葉県柏市酒井根６丁目21番30号第１コーポ田中201号
破産者　飯田　　宏
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３２９号
千葉県柏市逆井46番地６
破産者　株式会社アンディーホーム
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５３７号
千葉県我孫子市布佐2364番地
破産者　有限会社岡田管工
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２５号
千葉県野田市尾崎235番地の８
破産者　竹内　義孝
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２６号
千葉県流山市駒木台471番地の12
破産者　知念　裕樹
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０９０号
埼玉県川口市戸塚鋏町１丁目25番地
破産者　テイプデスト株式会社
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１９号
東京都渋谷区恵比寿１丁目22番８号
破産者　株式会社マクセス
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３５８号
千葉県松戸市松戸新田３－３―725
破産者　東　正次郎
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４６８号
神奈川県横浜市港北区新吉田町205番地
破産者　有限会社カノープラス
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１１１号
神奈川県大和市下鶴間437番地４
破産者　カーネルメディア株式会社
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２９３号
福島県双葉郡双葉町大字鴻草字中ノ**廻**７番地の13
破産者　有限会社清晃プラント建設
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４６３号
東京都小金井市東町５丁目24―13
破産者　八木　利之
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７０９号
神奈川県藤沢市藤沢1003―８―502
破産者　浦上　昌子
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１７４号
東京都足立区千住桜木２丁目５－５―804
破産者　寺井　勇治
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２３５号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目36―26、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市堤15―12
破産者　末廣　啓一
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２５３号
東京都江戸川区松本１丁目22番13号
破産者　有限会社桐生工業
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３３３号
東京都板橋区徳丸１丁目10―３
破産者　國分　　煇
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部